

質問回答書

(業務名:小田原市立病院連帯保証人代行制度) 令和6年4月10日

NO	質問内容	回答
1	見積書に記載する保証料のうち、2年目、3年目の保証料は確定の額なのか。あくまでシミュレーションでの算定しかできないため、実際の保証料と差異が生じる可能性があるが問題ないか。	見積書の金額は、一年目の保証料も含めて契約金額ということではありません。プロポーザル審査を経て優先交渉者となった際は、改めて見積書を提出していただき本契約となります。また、当院としても2年目以降の保証料は前年の代位弁済額が影響するものと想定しており、事業者の想定するシミュレーションを確認するための見積書としています。よって、審査基準においても見積書の金額の評価点についてはそれほど重きを置いておりません。